

種別	パートタイム会計年度任用職員
職名	和光市生活保護面接相談員
職種	和光市生活保護面接相談員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される会計年度任用職員)
職務形態	週4日(週29時間)・9時00分から17時15分
募集人数	1名
業務内容	ア 生活保護の受給に係る面接相談に関する業務 イ 生活保護の支給決定に係る事務補助 ウ 各種資料作成の補助(パソコン作業を含む)、窓口・電話対応等 エ その他必要と認めること
応募資格	(1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者。 (ただし、市長が特に必要と認めるときは、資格の有無を問わず社会福祉に関する業務の実務経験を有する者。) (2) 年齢・性別は不問。 (3) 国籍は不問。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。 (4) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人は応募不可。 以下はその内容です。 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・和光市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 (5) ワード、エクセル等を使った基礎的なPC作業ができること。
任用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。
勤務日	週4日勤務 (原則、月曜日～金曜日のうちの4日、ただし、曜日については要相談を要します。)
勤務時間	9:00～17:15(週29時間) ※休憩60分

休日	土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
休暇制度	年次有給休暇、特別休暇等 日数・その他は市の規定によります。
給与	月給払い（当月20日払い） 月額 125,700円～194,100円 ※地域手当を含む ※報酬は学歴・経験・資格を考慮の上、決定します。
賞与	あり（年2回） （報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額。）
その他給与	通勤代（市の規定によります。）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償
勤務場所	和光市役所 社会援護課内 所在地：和光市広沢1番5号 ※マイカー通勤の場合、市役所の駐車場はご利用いただけませんので、原則はご自身で近隣の駐車場を契約していただきます。
注意事項	※市の要綱等の定めるところによります。 ※採用までに関係要綱等の改正が行われた場合は、上記内容が変更になる可能性があります。 ※令和4年度予算成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。
応募先	和光市役所社会援護課 佐々木又は和田宛に事前連絡の上、応募書類を持参してください。（郵送不可）
受付時間	平日 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
応募締切	令和4年2月22日（火）まで ※応募者多数の場合、受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。応募書類提出の前に電話で募集が継続しているか御確認ください。また、応募締切日についても、ご相談ください。
応募書類	履歴書（写真付きのもの） 職務経歴書 ※指定様式はありませんので、市販の履歴書・職務経歴書で可

選考方法	【１次】書類選考 選考結果は、令和４年２月２８日（月）までに電話又は郵送にて連絡します。 【２次】面接 (1) 日時 ※詳しい日時は、別途連絡します。また、やむを得ずご都合がつかない場合はご相談ください。 (2) 場所 ※詳しい場所は、別途連絡します。 (3) 選考結果 面接後、７日以内に電話又は郵送にて連絡します。
応募・問合せ先	〒351-0192 住所：〒351-0192 和光市広沢１番５号 和光市役所 社会援護課 １階 担当：社会援護課 佐々木・和田 電話：０４８－４６４－１１１１（内線２１９５・２１３８）
備考	会計年度任用職員が多く活躍している職場です。 安心してお申し込みください。 障害者手帳をお持ちの方もお応募ください。